

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圈等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

各 介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の
強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

このたび、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項について、厚生労働省から周知依頼の通知がありました(岡山市事業者指導課HP掲載。下記URL参照。)

各施設等におかれましては、情報の把握及び避難の判断や非常災害対策計画の策定及び避難訓練に関する別添のチェック表に沿って自主点検をしていただき、非常災害時の対応について、より一層のご注意をいただき遺漏なきようよろしくお願いいたします。

自主点検にあたっては、非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際に実効性のあるものとするのが重要であることから、厚生労働省通知を参考のうえ、各施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容となっているかを改めてご確認いただくようお願いします。

また、厚生労働省通知に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、厚生労働省通知(別紙)の「調査項目案(予定)」の「3 対象施設」に対しては年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

担当:岡山市保健福祉局事業者指導課
電話:086-212-1013(通所事業者係)
086-212-1014(施設係)

記

○厚生労働省通知:「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)

【岡山市事業者指導課トップページ →お知らせ→H28.9.2 非常災害対策等について】

※岡山市防災マニュアル【詳細版第3版】(平成28年7月作成)もあわせてご参照ください。

URL:http://www.city.okayama.jp/soumu/bousai/bousai_00179.html

○主な具体的確認項目チェック表(岡山市作成)

項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1, 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。	<input type="checkbox"/>
ここでいう「非常災害対策計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び水害・土砂災害、地震等の各種災害に対処するための計画をいう。 実際に災害が起こった際にも入所者等の安全が確保できるよう、あらかじめ実効性のある計画を作成すること。	
2, 非常災害対策計画に以下の項目が含まれているか	<input type="checkbox"/>
「非常災害対策計画」の内容に、必要な項目が盛り込まれているかを確認する。 項目については、混乱が予想される状況下においても、入所者等の安全を確保するための行動が迅速にできるよう、より具体的で実効性のあるものとする。	
①介護保険施設等の立地条件(地形等)の検証	<input type="checkbox"/>
具体的にどういった災害の危険性が高いかを見極めて、より具体的で実効性のある、的確な対策を策定するために、各施設等の地形的特徴(急傾斜地が近くにある、低地にある、地盤が弱い地域にある等)を検証すること。	
②災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の入手方法の確認等)	<input type="checkbox"/>
テレビ、ラジオの他、利用者の安全を確保するために必要な情報の入手手段を、停電等の場合も含め確保すること。「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については岡山市緊急速報(エリア)メール、おかやま防災ポータル(http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/)、緊急告知ラジオ(市から貸出)などにより入手。【参照:岡山市防災マニュアル(第3版)】	
③災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)	<input type="checkbox"/>
停電時には使用できない電話もあるなど、停電時も含め、連絡方法や連絡網を記載すること。	
④避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)	<input type="checkbox"/>
近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じることができるよう計画を作成すること。【参照:別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」】	
⑤避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)	<input type="checkbox"/>
市が指定する近隣の避難場所を記載すると共に、施設外への立ち退き避難が危険であり施設内での避難を行う場合など、状況ごとに避難場所を想定すること。	
⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)	<input type="checkbox"/>
利用者の安全を確保するために必要な検証(所要時間、車いすが通れるか、冠水しないか等)を行った上での避難経路を設定すること。	
⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)	<input type="checkbox"/>
利用者等の身体状況の違い(車いす、寝たきり等)も加味しそれぞれに合った適切な避難方法の設定をすること。	
⑧災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)	<input type="checkbox"/>
利用者の安全の確保が行える、より具体的で実効性のある体制整備を行うこと。	
⑨関係機関との連携体制	<input type="checkbox"/>
市との情報共有、地域の関係者(町内会、消防団、近隣施設、運営推進会議等)との連携及び協力を行うこと。	
3, 非常災害対策計画の内容の職員間での周知及び共有はなされているか。	<input type="checkbox"/>
策定された非常災害対策計画は、一部の職員だけでなく、全ての職員が共有し、だれでも適切な対応がとれる実効性のある体制づくりを行うこと。	
4, 非常災害対策計画の事業所内への掲示はなされているか。	<input type="checkbox"/>
策定された非常災害対策計画は、一過性の周知だけではなく、常に見やすい場所に掲示して、周知徹底が図られることにより、実効性のあるものとする。	
5, 水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。	<input type="checkbox"/>
また、水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されていない場合、実施予定時期はいつか。	
実施(予定)時期【平成 年 月 日】	
訓練の実施にあたっては、その結果を検証し非常災害対策計画の見直しを行うこと。 夜間を想定した訓練も行うなど、混乱が予想される状況にも対応できるよう訓練を実施すること。	

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

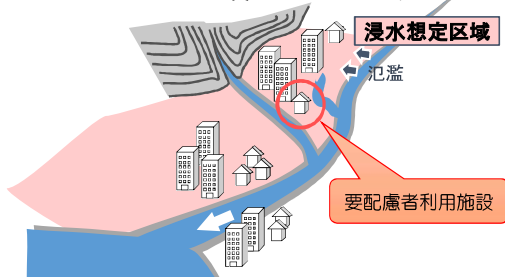
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



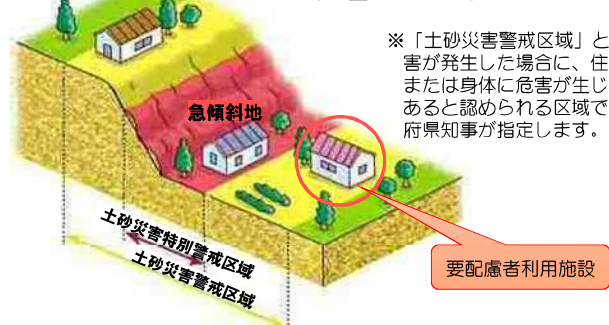
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2 (H29.6.19)

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ❖ **ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ❖ **主な内容**
 - ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
 - ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
 - ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

- ❖ **ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ❖ **主な内容**
 - ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
 - ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
 - ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



事業者指導課ホームページに業務継続計画ガイドライン、様式集、ひな形を掲載しています。

事業者指導課

[各係の直通電話番号はこちら](#)

[お知らせ](#)

[新型コロナウイルスに関して](#)

[介護保険事業所 トップページ](#)

[お知らせ](#)

[申請・届出関係（共通）](#)

[申請・届出関係（訪問系サービス）](#)

[申請・届出関係（通所系サービス）](#)

[申請・届出関係（入所系サービス）](#)

[申請・届出関係（居宅介護支援）](#)

[総合事業](#)

[集団指導](#)

[実地指導](#)

[指定基準・介護報酬改定](#)

[その他](#)

[障害者・障害児の事業所
トップページ](#)

申請・届出関係（共通）

> [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の「計画書」について](#) [2020年7月21日]

> [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の「実績報告書」について](#) [2020年7月22日]

> [介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて](#) [2021年3月3日]

> [「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について](#) [2021年2月26日]

> [共生型サービスの指定申請について](#) [2018年4月6日]

> [介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について](#) [2015年2月12日]

> [介護保険事業者・事故報告書について](#) [2012年5月14日]

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

[2021年3月11日] ID:28375

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

シェア ツイート

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスの継続的な提供や一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)の策定が重要です。

今般、厚生労働省が業務継続計画(BCP)の策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を取りまとめましたので、お知らせします。

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakuma/16351.html

別ウィンドウで開く

(外部リンク)

新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

[厚生労働省通知 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について \(PDF形式、569.54KB\)](#)

[介護施設・事業所における業務継続ガイドライン（新型コロナ）P1-P7 \(PDF形式、2.40MB\)](#)

[介護施設・事業所における業務継続ガイドライン（新型コロナ）P8-18 \(PDF形式、3.05MB\)](#)

[介護施設・事業所における業務継続ガイドライン（新型コロナ）P19-31 \(PDF形式、3.42MB\)](#)

[\(別添\) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（様式ツール集）\(エクセル形式、41.23KB\)](#)

[\(入所\) 新型コロナウイルス感染症BCPひな形 \(ワード形式、110.00KB\)](#)

[\(通所\) 新型コロナウイルス感染症BCPひな形 \(ワード形式、113.50KB\)](#)

[\(訪問\) 新型コロナウイルス感染症BCPひな形 \(ワード形式、106.00KB\)](#)

申請・届出関連

> [介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて](#)

> [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の「実績報告書」について](#)

> [特定事業所集中減算の取扱いについて](#)

> [モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて](#)

> [訪問系サービス事業所の指定・更新申請について](#)

> [通所系サービス事業所の指定・更新申請について](#)

> [訪問系サービス事業所の体制届について](#)

> [訪問系サービス事業所の変更届について](#)

> [通所系サービス事業所の体制届について](#)

> [通所系サービス事業所の変更届について](#)

> [介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の「計画書」について](#)

> [入所系サービス事業所の変更届出（変更許可申請）について](#)

>

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金について【募集要領】

1 事業の概要

介護人材のレベルアップや定着を図り、岡山市内に所在する介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所」という。）における実践的なキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、予算の範囲内において、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金（以下「補助金」という。）を、下記に掲げる事業所の運営者（以下「運営者」という。）に対して交付する。

◇補助事業者： 処遇改善加算の対象となるサービスを提供する市内の事業所の内、体制届の提出のあった「事業所」であり、かつ、国、県又は本市以外の団体から補助金等を得て同様の事業を行うことのできない「事業所」であること。

◇補助対象経費： 運営者が事業所の職員にアセッサー講習を受講させるために支出したアセッサー講習受講料とする。

※補助金の交付は、1事業所に対して1回限りとし、かつ当該交付に係るアセッサー講習受講人数は、1人を上限とする。

◇補助金額： アセッサー講習受講者（以下「受講者」という。）1人につき20,000円を上限に補助する。

2 補助の条件

以下の要件を満たす運営者に対し、負担しているアセッサー講習受講料を補助する。

- (1) 受講者が、申請する介護サービス事業所に、現に勤務していること。
- (2) アセッサー講習の受講料を事業所が全額負担していること。
- (3) 受講者がアセッサー講習を修了後、当該年度の3月31日までに、1人以上の被評価者について、内部評価を開始すること。

3 補助金の申請方法

アセッサー講習の受講を希望する事業所が一般社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）へ電子メールなどで申し込みを行い、講習の受講後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付申請書」（様式第1号）及び「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金実績報告書」（様式第1号-2）に必要事項を記入の上、必要な添付書類及び様式を添えて、岡山市事業者指導課へ持参又は郵送にて申請する。申請人は、運営者とする。

(郵送先) 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課通所事業者係
〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
TEL: 086-212-1013 FAX: 086-221-3010

(申請期限) 令和3年3月10日(水)(必着)

4 補助金交付までの流れ(再掲)

- (1) アセッサー講習申し込み(受講者→振興会)

受講を希望する事業所が、振興会の介護キャリア段位制度ホームページからアセッサー講習を申し込む。【申込書の送付(送信)・受講料の支払等】

(講習申込受付: 令和2年10月23日~11月26日)

- (2) アセッサー講習の受講・完了
カリキュラムに沿ってアセッサー講習を受講。受講料の領収書の確保。修了証の交付を受ける。
- (3) 補助金の申請（運営者→岡山市） ※前項3のとおり
- (4) 補助金の交付決定及び確定の通知（岡山市→運営者）
岡山市から運営者に補助金交付予定額等を通知する。
「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付決定及び確定通知書」（様式第3号）を運営者に送付。
- (5) 補助金の交付請求書を提出（運営者→岡山市）
交付決定及び確定通知書を受領後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付請求書」（様式第4号）を事業者指導課に速やかに提出。
- (6) 補助金の振込（岡山市→運営者）
予算の範囲内において、補助条件を満たしていると認められる運営者に対して、指定する口座に補助金を振り込む。
- (7) 内部評価開始届（受講者→振興会）
アセッサー講習を修了（合格）後、当該年度の3月31日までに、被評価者の選定・被評価者への説明・スケジュール調整・目標設定等を行い、振興会へ内部評価開始の届出を行う。
※振興会から内部評価開始届出受理の連絡メールが届いたら、事業者指導課に速やかに提出すること。

5 注意事項

- (1) 岡山県からの要請により、補助対象となったアセッサー受講者の氏名を同県へ提示することがある。
- (2) 補助金の交付後、虚偽の申請・報告等、不正な手続き等により補助金を受領した場合には、「岡山市補助金等交付規則」に基づき、同規則に規定の利息を付して、当該補助金の全額の返還を当該運営者に求める。

令和2年度アセッサー講習受講者募集のご案内

介護プロフェッショナルキャリア段位制度



これまで2万人を超える方々に受講いただきましたアセッサー講習について、OJTを通じた人材育成のための学習機会を損なうことのないよう、新型コロナウイルス感染症下における講習の在り方について検討して参りました。

その結果、令和2年度アセッサー講習は集合講習も含めすべてを『オンライン』による講習に切替え、受講生の方々の安全確保を図り実施することと致しました。

アセッサー講習概要

- 本講習は、**介護職員に対して客観的に介護の実践スキルの評価・OJTを行う介護プロフェッショナルキャリア段位制度の「アセッサー」を養成する講習**です。講習では評価方法やOJTツールとしての介護キャリア段位制度の活用方法について学びます。
- アセッサーは、介護業務の現場において、**国で定めた全国共通の介護技術評価基準に基づき、職員の介護技術の評価・OJTを通じて人材育成を行う役割**を担います。
- アセッサーの「他者の介護行為を評価するスキル」が、外国人技能実習制度における介護技能実習評価試験に活用されており、アセッサー講習を受講修了することが、介護技能実習評価試験の試験評価者養成講習の受講要件となっています。技能実習制度は、技能実習生の母国への“技能移転”が目的であり、アセッサーは、グローバル化する世界の中で、日本の介護を理解し、実践でき、また、他者の介護を評価できる人材として、期待されています。

講習内容

- (1) テキストによる自主学習
- (2) オンライン学習
＜主なカリキュラム（予定）＞
 - ・介護キャリア段位制度の理解
 - ・アセッサーの役割
 - ・評価方法の理解
 - ・OJTの推進
- (3) トライアル評価による学習
 - ・事業所内で行う介護技術評価
- (4) 確認テスト

講師陣

- ・大冨賀 政昭氏(国立保健医療科学院主任研究官)
- ・田中 彰子氏(横浜創英大学看護学部教授)
- ・田中 雅子氏(日本介護福祉士会元名誉会長)
- ・筒井 孝子氏(兵庫県立大学大学院教授)
- ・中村 裕子氏(日本ヒューマンヘルスケア研究所所長
前聖隷クリストファー大学大学院教授)

※アセッサー講習は厚生労働省所管「地域医療介護総合確保基金」の対象事業です。

【申込受付期間】 10/23(金) ~ 11/26(木)
【講習受講期間】 12月中旬 ~ 令和3年2月中旬

お申込方法は裏面をご覧ください

★インターネットへ接続可能なパソコン環境等があれば、ご自宅・事業所など場所を問わず、全国どこからでも受講いただけます。これまでご参加を断念されていた方も、この機会に是非お申込ください。

アセッサーは25,000人超、全国で展開中！！
約5,000名の介護職員の方の評価(OJT)を実施中！

介護プロフェッショナルキャリア段位制度

- 介護キャリア段位制度は、介護現場で実践スキルを評価し、その評価結果に基づいてレベルに応じた認定（レベル認定）を行う制度であり、実践スキルを客観的に評価する方を「アセッサー」として登録しています。
- 基本介護技術をはじめ、感染症対策、地域包括ケアシステムへの取組など、介護職員の現場スキルを確実に「できる」ようにするための人材育成のプログラムです。

施設・事業所の法人代表者・管理者からの反響

◇組織のキャリアパス導入に活用できました！

客観的な評価の仕組みを取り入れたため、職員のやりがいやモチベーションのアップにつながりました。キャリアパス制度の導入で職員の定着率向上につながりました。

（訪問介護事業所 所長）

◇OJTを仕組みとしてビルトインできました！

キャリア段位制度の枠組みを用いて、事業所にOJTの仕組みを取り込むことができました。

（通所介護 法人代表者）

◇事業所の人材マネジメントに役立ちました！

評価を通じてアセッサーと職員とのコミュニケーションが図られ、職員の良い点・可能性を発見する機会になりました。アセッサーの意識向上とともに、介護職員を指導できるスタッフとして育成されています。

（介護老人保健施設 老健部長）

◇チームケアが推進できています！

共通指標を用いることで、チームケアが推進できています。

複数人のアセッサーで取り組むことで、事業所内の風通しが良くなりました。

（介護老人福祉施設 施設長）

講習受講者の声

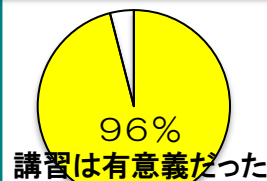
アセッサーはただ評価する立場ではなく、人材育成の中心となり、今後の介護現場の成長を支えていくOJT指導を行う役割を担っているのだと思いました。



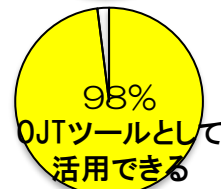
eラーニング、トライアル評価、集合講習を通して、しっかり学べる機会となりました。介護職としての専門性と役割が明確になりました。



講習受講者アンケート



96%の受講者が、講習は現場で指導を行っていく上で「有意義」と回答。



98%の受講者が、介護キャリア段位制度が、介護職員の資質向上のためのOJTツールとして活用できると回答。

講習費用

23,230円（税込）

内訳） 受講料 20,350円
 講習指定代金 2,750円
 払込取扱手数料 130円

お申し込み方法

介護キャリア段位制度ホームページよりお申し込みください。
<http://careprofessional.org>

介護キャリア段位

検索



お問い合わせ先：一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部
 TEL：03-5402-4882